

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第12回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年8月6日（木） 14:00～14:45

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀

（以上4名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

福岡 徹（電気通信事業部長）、山田 真貴子（総合通信基盤局総務課長）、淵江 淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）、長塩 義樹（データ通信課長）、田原 康生（電気通信技術システム課長）、川村 一郎（電気通信技術システム課企画官）、山田 和晴（番号企画室長）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGNのIPv6インターネット接続に係る接続約款の措置）について【諮問第3013号】

開 会

○岡田情報流通行政局総務課課長補佐（事務局） 定刻となりましたが、初めに、事務局からご報告がございます。本日は、冒頭、カメラ撮りがございますので、ご了承いただきたいと存じます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○根岸部会長 わかりました。

それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員6名、臨時委員2名の合計8名中、6名の委員の方が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、続けてよろしいでしょうか。

○岡田情報流通行政局総務課課長補佐（事務局） カメラ撮りを終了いたします。

（カメラ退室）

○根岸部会長 それでは、会議に先立ちまして、先日、総務省におかれまして、人事異動があったということでございますので、総務省の方に、順にごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福岡電気通信事業部長 先月でございますけれども、前任の武内部長の後任といたしまして、電気通信事業部長に就任いたしました福岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

電気通信事業部会の委員の先生方にはこれまでも、長きにわたりお世話になった先生方も含めまして、お忙しいところ、さまざまな諸課題につきましてご審議を賜りましてまことにありがとうございます。御礼を申し上げたいと存じます。

通信サービス、あるいは通信インフラがどんどん高度化をしていっているということで、それにつれまして起きてくる諸問題というものもますます複雑化してまいります。私ども事務局も、これまで以上に精いっぱい務めさせていただきたいと存じますので、今後ともどうぞ引き続きよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

○山田総合通信基盤局総務課長 総合通信基盤局総務課長を拝命いたしました山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 長塩データ通信課長 留任でございますが、データ通信課長の長塩でございます。よろしくお願いたします。
- 田原電気通信技術システム課長 電気通信技術システム課長の田原でございます。よろしくお願いたします。
- 川村電気通信技術システム課企画官 電気通信技術システム課企画官の川村でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 山田番号企画室長 番号企画室長の山田でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 淵江事業政策課長 事業政策課長の淵江でございます。引き続きよろしくお願いたします。
- 古市料金サービス課長 料金サービス課長の古市でございます。引き続きよろしくお願いたします。
- 村松料金サービス課企画官 料金サービス課企画官、村松です。よろしくお願いたします。
- 岡田総務課補佐（事務局） 事務局を務めます情報流通行政局総務課の岡田と申します。どうぞよろしくお願いたします。
- 根岸部会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項1件でございます。

諮問第3013号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、いわゆるNGNのIPv6インターネット接続に係る接続約款の措置につきまして、審議いたします。

本件は、総務大臣の諮問を受けまして、5月26日開催のこの部会におきまして審議を行い、6月25日までの間、1回目の意見募集を行いました。その後、6月30日に提出されました意見を公表するとともに、7月13日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集でいただきました意見を踏まえまして、接続委員会で検討をいただきました。本日は、接続委員会の主査の東海委員より、委員会での検討結果についてご報告をいただきます。

それでは、よろしくお願いたします。

- 東海臨時委員 それでは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、特にNGNのIPv6インター

ネット接続に係る接続約款の措置につきまして、接続委員会における調査・審議の結果をご報告させていただきたいと思っております。

現在、NGNにおけるインターネット接続サービスは、IP v 4、つまり4の通信方式で提供されているわけですが、早ければ平成23年初頭には、日本におけるIP v 4アドレスの在庫が枯渇する可能性が指摘されているところでございます。本件は、NTT東西のNGNにおけるIP v 6、6のインターネット接続サービスに関する機能について、接続事業者の選定方法及び網改造料等の規定を追加するため、接続約款の変更の認可について調査・審議を行ったものでございます。

本件につきましては、本年5月の当部会において総務大臣から諮問をされまして、2回の意見募集を実施いたしました後、当委員会で調査・検討をしたものでございます。検討の結果、基本的には、お手元の資料12-1の1ページにございます報告書のとおり、諮問のとおり認可することが適当とすることといたしました。ただ、本件、新たな展開の問題であることにかんがみまして、今後のサービスをしっかりと見きわめていかなければならないという意味におきまして、総務省に対しまして12の項目につきまして要望をすることといたしました。

なお、この報告書の詳細につきましては、総務省より説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○根岸部会長　　では、お願いたします。

○古市料金サービス課長　　それでは、お手元の資料12-1に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、資料の111ページ、申請概要をおあげいただけますでしょうか。本件につきましては、5月に、審議会諮問をさせていただいた際にご説明をさせていただきましたとおり、NTT東西のNGNにおいて、IP v 6によりインターネット接続サービスを提供するために必要となるトンネル方式及びネイティブ方式による接続機能について、網改造料等の規定を追加するために接続約款の変更を行うものでございます。

トンネル方式につきましては、左下の図にございますとおり、利用者側のホームゲートウェイに外付けしたアダプタから、NGNのIP v 6用網終端装置までの2地点間を結ぶためのプロトコルを用いてトンネルを構築して、IP v 6インターネット接続を実現する方式でございまして、現行のIP v 4によるインターネット接続と同様の方式でございます。

他方、ネイティブ方式につきましては、右下の図にございますとおり、最大3社の事業者がゲートウェイルータでNGNと接続し、接続事業者に割り振られたIPv6アドレスをNTT東西が利用者に割り当てることにより、ISP事業者とNTT東西が連携をしながら、IPレベルで直接インターネット接続を行う方式でございます。ネイティブ方式につきましては、技術的な制約から、接続事業者数が最大3社に制約されるということでございますので、ネイティブ接続事業者の選定の手続・基準、あるいは責務規定といったものもあわせて約款で規定されているものがございます。

以上を踏まえまして、接続変更約款案に寄せられた意見及びその考え方を取りまとめたものが3ページ以降の横長の別添資料でございます。今回、非常に多数の意見が寄せられているということもございまして、この意見の中から主な意見を抜粋いたしまして、それに対する考え方を、資料の最後におつけをいたしております横長の参考資料ということでまとめております。本日は、参考資料に基づきまして、今回寄せられた主な意見及びその考え方についてご説明をさせていただきます。まず、1.総論に関する意見でございます。

意見1、マルチプレフィックス問題は、NTT東西の自網内サービスの提供にIPv6アドレスを使用することに起因することから、その問題の解消はNTT東西の費用負担により行われるべきという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、今回の修正案では、NGNにおけるマルチプレフィックス問題を解決し、IPv6によるインターネット接続サービスを提供可能とするため、トンネル方式とネイティブ方式の2種類の方式が提起されている。トンネル方式による接続については、接続可能な事業者数に制限のない接続形態であること等から、多くの接続事業者にとって備わっていることが必要な基本的な接続機能に位置づけることが適当であり、今回の申請案でも、当該接続に係る費用は収容局接続機能の接続料原価に基本的に算入し、ISP事業者の負担は、IPv4の場合と同様に、集約装置と網終端装置の一部のみとされていることから、適切な取り扱いと考えられる。

他方、ネイティブ方式に係る費用については、基本的にISP事業者の個別負担となる網改造料として設定されているが、当該方式による接続は、接続可能な事業者数が当面最大3社に制限され、基本的な接続機能とは考えられないことから、当該取り扱いも適切なものと考えられるとされているところでございます。

次に、意見2、ネイティブ方式は、ネイティブ接続事業者を経由して多くのISPに

利用されることが想定され、セーフガード措置も規定されており、公共的性格を有していることから、トンネル方式と同様に、基本的な接続機能として位置づけられるべきという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、第一種指定電気通信設備については、できる限り多くの事業者が利用の公平性が確保された形で、適切な条件により利用可能であることが必要であることを踏まえ、その費用が接続料原価に算入される基本的な接続機能とは、通常求められるような様々な接続形態を許容するネットワークを前提として、多くの事業者にとって備わっていることが必要となる機能等とされている。この点、ネイティブ接続は、技術的な問題から、接続可能な事業者数が当面最大3社に制限されることから、IPv6によるインターネット接続サービスをだれもが提供可能な接続形態とは言えず、多くの事業者にとって備わっていることが必要な基本的な接続機能とは考えられないとされているところでございます。

次に、意見3、ネイティブ方式に比べ、長期的にトンネル方式が競争上劣位となると、大手ISPが相次いでネイティブ方式を採用するなど、IPv6インターネット接続市場が3つに収斂され、寡占状態となる可能性があるという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、トンネル接続とネイティブ接続の間では、費用負担面に加えて、相互接続点の数やローミング事業者のサービスの自由度等にも差異が存在するが、この差異が競争上どのような形で顕在化するかは各事業者の今後の事業展開によるところが大きいため、現時点でネイティブ接続に比べてトンネル接続が競争上劣位になると想定することまでは必要ないと考えられるとされているところでございます。

次に、意見4、トンネル方式をメインとし、ネイティブ方式についてはトンネル方式を害しない程度においてのみ許容されるべき。また、認可に当たっては、トンネル方式とネイティブ方式のエンドユーザーの提供条件を同じにすることが必要という意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、トンネル接続とネイティブ接続の間では、費用負担面に加え、相互接続点の数やローミング事業者のサービスの自由度等にも差異が存在するが、この差異が競争上どのような形で顕在化するかは各事業者の今後の事業展開によるところが大きいため、現時点でネイティブ接続に比べてトンネル接続が競争上劣位になると想定することまでは必要ないと考えられる。また、トンネル接続とネイテ

ィブ接続のエンドユーザーへの提供条件の違いは、マルチプレフィックス問題の対応において、前者は2つのIP v 6アドレスを使い分けることが必要となるのに対し、後者はIP v 6の使い分けは不要となること等の違いに起因するものである。このため、意見にあるように、認可に当たって両接続のエンドユーザーへの提供条件を同じにすること等は困難であると考えられるとされているところでございます。

次に、意見5、ネイティブ方式が先に開始されてしまうと、アダプタの追加が必要なトンネル方式に乗りかえる可能性は非常に低いため、トンネル方式を先行提供すべきという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、トンネル接続とネイティブ接続の優劣については、考え方3に同じ。なお、意見にあるとおり、両方式の提供開始時期に差異が生じる場合は、それにより事業者間の公正競争環境に影響を与えるおそれがあり、また、トンネル方式が基本的な接続機能であることにかんがみると、NTT東西においては、トンネル方式の提供開始時期がネイティブ方式の提供開始時期より遅れることのないように努めることが必要であるとされておりまして、この点につきましては、後ほどご説明をさせていただきますとおり、審議会要望事項とされているところでございます。

次に、2.トンネル方式についての意見でございます。

意見11、トンネル方式は基本的な接続機能であるが、アダプタが追加的に必要となることは避けるべき。ネイティブ方式と同様に、現行のホームゲートウェイに機能集約すべきで、専用の追加アダプタに関連する費用は、NTT東西が負担すべきという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、NTT東西は、IP v 6用NAT機能については、ホームゲートウェイに機能集約することなく、外付けアダプタ方式を採用しているが、これはトンネル方式導入に伴う利用者負担を軽減する観点から行うものであるため、問題があるとまでは言えないと考えられる。ただし、IP v 6への円滑な移行を図る観点からは、利用者負担の軽減や利用者利便の向上ができる限り図られることが適当であるため、NTT東西においては、IP v 6用NAT機能に係る情報を開示するとともに、新たなホームゲートウェイを開発する場合には、コスト面も考慮した上でNAT機能を内蔵することを検討することや、PC直結接続を検討すること、また、外付けアダプタを自社開発する場合には、機能を必要なものに絞ることでより低廉なものを開発するように努めるなど、利用者負担の軽減等に資する取り組みを積極的に行うよ

う努めることが適当であるとされておりまして、この点につきましても、審議会要望とされているところでございます。

次に、意見12、I P v 6 接続に当たっては、既存の I P v 4 用集約装置を活用できないとされているが、同装置を I P v 6 にも共用できるようにすることや、廃棄に伴う残存価格や撤去費用の負担について配慮することで、接続事業者の負担を軽減可能とすべきという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、トンネル接続においては、I S P 事業者は、I P v 4 接続と I P v 6 接続に別々の集約装置や網終端装置が必要となり、接続料負担がその分増加するため、N T T 東西においては、I S P 事業者の負担を軽減する観点から、一の網終端装置で I P v 4 接続と I P v 6 接続の双方が可能となるような方策について検討することが適当であるとされておりまして、この点につきましても審議会要望事項とされているところでございます。

次に、3. ネイティブ方式についての意見でございます。

意見17、NGNは第一種指定電気通信設備であり、接続に応じる義務があるため、ネイティブ接続事業者を3社に制限することについて、具体的かつ明確な根拠を示すべき。また、4社以上の接続の場合に必要な具体的な費用や期間、サービス品質についても説明すべきという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、ネイティブ接続事業者を当面最大3社に制限する理由については、N T T 東西から以下のような再意見が示されており、当面の間、当該制限はやむを得ないものと考えられる。ネイティブ方式では、各社固有のアドレスブロック内の I P v 6 アドレスを用いて通信を実現するため、事業者数が増加すると、NGNのルータで管理する経路情報数も増加することとなること。この場合、ネットワーク故障時に、経路切替えによって故障回復を図る際、経路再計算のためのルータ負荷が増加し、経路切替えに要する時間が長期化し、迅速に故障回復することが困難になると、ひかり電話のサービス品質等、Q o S サービスの品質劣化を招くことになること。このため、NGNのルータが処理する経路情報数を制限することにより、一定時間内に経路切替えを行う必要があるため、ネイティブ接続事業者を最大3社に制限する必要性が生じること。なお、今後、技術の進展により、ネイティブ接続事業者の最大数の増加が可能となる場合も考えられることから、N T T 東西においては、今後の技術の進展状況等を踏まえつつ、ネイティブ接続事業者の最大数をできる限り増加できるように検討を

行うことが適当であるとされておりまして、この点につきましても審議会要望事項とされているところでございます。

次に、意見19、ネイティブ方式での接続を行う3社を選定する基準として、インターネット接続サービスの契約数の合計を用いることは、契約数のカウント方法が不明瞭であり、また、総務省への報告義務がないISP事業者の契約数について検証する方法がなく、不正な行為があった場合の扱いが明確でないことは問題という意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、インターネット接続サービスの契約数については、今回の申請案において、電気通信事業報告規則第2条第1項に規定するインターネット接続サービスの契約数等を用いる旨が明確になっており、総務大臣への報告が義務づけられていないISP事業者についても、当該規定を踏まえ、自らの責任において適正な契約数の報告を行うものと考えられるため、各事業者の契約数の報告に基づき、ネイティブ接続事業者の選定を行うことは問題ないと考えられる。ただし、第三者による検証を行うことがネイティブ接続事業者の選定過程の公正性・適正性を高める観点から必要と考えられるため、NTT東西においては、申込事業者への選定結果の通知に先立ち、選定結果及び当該選定が今回の申請案に規定する選定基準に基づき行われた旨を示す書類を総務省に報告することが必要であり、総務省においては、当該報告に基づき選定過程の公正性・適正性の検証を行うことが必要であるとされておりまして、この点についても審議会要望事項とされているところでございます。

次に、意見24、ネイティブ方式において、東西各1カ所のみでしか相互接続点が設定されていない根拠を提示すべき。また、この方式では、東日本、西日本という広大なエリアで営業しなければならなくなり、地域でISP事業を行っている者にとって大きな負担となることから、最低限各都道府県に相互接続点を設定するなど柔軟な対応を義務づけるべきという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、ネイティブ接続では、各ネイティブ接続事業者への振り分けを相互接続점에設置されるゲートウェイルータで行うため、新たな相互接続点の設置は、新たなゲートウェイルータへの接続に伴う費用負担をすべてのネイティブ接続事業者に発生させることになる。このため、IPv6インターネット接続サービスのサービス開始当初において、接続事業者の費用負担を軽減する観点から、東日本エリア・西日本エリアで相互接続点の数を各1カ所とすることが問題であるとまでは言

えないと考えられる。ただし、IPv6インターネット接続サービスの提供開始後、利用者数の増加等に応じて相互接続点の数を増加することが適当となる状況も考え得ることから、NTT東西においては、関係事業者からの具体的な要望等を踏まえ、過度の経済的負担等が生じない場合は、相互接続点の増設に向けて取り組むことが適当であるとされておりまして、この点についても審議会要望事項とされているところでございます。

次に、意見25、ネイティブ方式においては、ネイティブ接続事業者を経由しないと、NGNと接続できないため、当該事業者に対しては、役務提供義務や約款作成義務など、より強い規制を課すべきという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、ネイティブ接続事業者は第一種指定電気通信設備を設置する事業者ではないが、当該事業者との接続等は、他事業者がNGNを利用する上で不可欠であり、その事業展開上高い重要性を有することになる。このため、今回の申請案では、ネイティブ接続事業者の責務として、他事業者に対して不当な接続等の条件を付さないこと、特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取り扱いを行わないことを遵守すべき事項として定めるとともに、当該事項に違反したと総務大臣が認めた場合には、NTT東西は接続の停止や協定の解除を行うことがある旨を定めているところであります。ISP事業者の公正な競争環境下における事業展開を担保するためには、電気通信事業法の規定及び接続約款におけるネイティブ接続事業者の責務規定が適正に運用されることが必要となるため、総務省においては、事業者間の競争環境等を注視しつつ、適時適切な対応を行うことが必要であるとされておりまして、この点についても審議会要望事項とされているところでございます。

次に、意見27、ネイティブ方式において、ユーザーの通信がNGN網内で折り返されると、ISP事業者が当該通信を管理することができず、また、フィルタリングサービスが提供できない点で問題という意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、NTT東西は、ネイティブ方式によるIPv6インターネット接続サービスが提供される場合、一部のISP事業者の要望に基づき網内折り返し通信を実現可能とすることとしているところであるが、当該網内折り返し通信については、ネイティブ接続事業者やISP事業者が管理することができないことになる。このため、NTT東西においては、再意見にあるとおり、違法情報については、これまでと同様、捜査機関からの要請に応じて犯罪捜査への協力等を実施するとともに、有害情報等についても、社会的要請に応じ、ネイティブ接続事業者等と連携しながら、

適時適切に対応を行うように努めることが適当である。あわせて、NTT東西においては、当該網内折り返し通信における迷惑行為及び不正行為への対応並びにネットワークの安定的な運用の確保についても、ネイティブ接続事業者等と連携しながら、適切に行うように努めることが適当であるとされておりまして、この点についても審議会要望事項とされているところでございます。

次に、意見37、ネイティブ方式におけるDNSサーバーは、インターネットの通信を行うためのものが大半であると考えられ、接続事業者側に設置することとし、ネイティブ接続に係る費用からは除かれるべきという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、NGNは発展期のネットワークであり、どのような設備構築を行うかについて効率性等を考慮し、NTT東西が判断することには一定の合理性があると考えられる。他方、NTT東西も、接続事業者の要望があれば、接続事業者自らがDNSサーバーを設置する形態も協議する考えを示していることから、NTT東西においては、ネイティブ接続事業者が、自らDNSサーバーを設置したいとの要望が寄せられた場合は、その実現に向けて積極的に対応を行うことが適当であるとされておりまして、この点についても審議会要望事項とされているところでございます。

次に意見39、ネイティブ事業者間で合併等があった場合には、独占状態になる可能性があるため、その予防策を用意することが必要。また、空いた枠については新たな事業者を参入可能とすべきという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、できる限り多くの事業者が、ネイティブ接続が可能となることが、トンネル接続を行うISP事業者との間のサービス競争やネイティブ接続事業者間のサービス競争を通じた利用者利便の向上等を図る観点から望ましいと考えられる。このため、ネイティブ接続事業者の数は、当面最大3社に制限されるものの、合併や事業譲渡等により複数社から事実上1社に収斂される場合は、合併等を行ったネイティブ接続事業者は、IPアドレスブロックを1つに集約するように取り組むことにより、新たな事業者がネイティブ接続を行うことができるようにすることが求められることになる。したがって、ネイティブ接続事業者同士が合併等を行い、従来異なる事業者に帰属していたIPアドレスブロックが実質的に収斂することになる場合は、当該ネイティブ接続事業者は、総務省に対し、その旨を速やかに報告するとともに、IPアドレスブロックを1つに集約するように取り組むことが適当であり、総務省においては、当該取り組み状況を注視しつつ、必要に応じ適切な対応を行うことが適当であ

るとされておりまして、この点についても審議会要望事項とされているところでございます。

次に、意見40、NTT東西の子会社・関連会社等がネイティブ接続事業者となった場合は、公正競争上の問題が生じるため、当該子会社等がネイティブ接続事業者となることを禁止すべきという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、今回の申請案では、ネイティブ接続事業者の責務として、他事業者に対して不当な接続等の条件を付さないこと、特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取り扱いを行わないことを遵守すべき事項として定めるとともに、当該事項に違反したと総務大臣が認める場合に、NTT東西は、接続の停止や協定の解除を行うことがある旨が定められているところであり、また、NTTグループに係る現行の公正競争要件等により、各種の競争セーフガード措置が講じられていることから、NTT東西の子会社または関係会社によるネイティブ接続事業者としてのサービス提供を禁止する必要まではないものと考えられる。ただし、NTT東西の子会社等によるネイティブ接続事業者としてのサービス提供については、公正競争上の問題が生じるおそれ大きいとの意見が多数の事業者から提出されていることにかんがみると、公正な競争環境下におけるISP事業者の事業展開を担保するためには、これらの規定が適正に運用されることが特に重要となる。したがって、総務省においては、NTT東西の子会社等がネイティブ接続事業者として選定された場合には、事業者間の競争環境等について十分に注視し、電気通信事業法等の規定及び接続約款におけるネイティブ事業者の責務規定に違反するおそれがある場合には、迅速かつ厳正な対応を行うことが必要であるとされておりまして、この点についても審議会要望事項とされているところでございます。

最後に、4. その他の意見でございます。

意見54、NTT東西の実施する説明会の開催方法について問題が多かったという意見でございます。

これに対する考え方といたしましては、NGNにおけるIPv6インターネット接続サービスの提供に当たっては、利害関係者であるISP事業者の理解を得ながら行うことが必要不可欠と考えられるため、NTT東西においては、今後も利害関係者であるISP事業者の理解が得られるように、必要な情報を積極的に開示するとともに、システム開発等に係る事業者間協議が円滑に行われるように努めることが適当であるとされて

おりまして、この点についても審議会要望事項とされているところでございます。

以上を踏まえまして、資料12-1の1ページをおあけいただけますでしょうか。接続委員会からの報告書の内容でございます。報告書につきましては、ここがございますとおり、本件NTT東西の接続約款の変更認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。

なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する。(括弧内は別添において対応する当委員会の考え方)

NTT東西に対し、トンネル方式の提供開始時期がネイティブ方式の提供開始時期より遅れることのないように努めることを要請すること。(考え方5)

NTT東西に対し、トンネル方式に係る利用者負担の軽減等に資する取組を積極的に行うように努めることを要請すること。(考え方11)

NTT東西に対し、トンネル方式において、ISP事業者の負担を軽減する観点から、一の網終端装置でIPv4接続とIPv6接続の双方が可能となるような方策について検討することを要請すること。(考え方12)

NTT東西に対し、今後の技術の進展状況等を踏まえつつ、ネイティブ接続事業者の最大数をできる限り増加できるように検討を行うことを要請すること。(考え方17)

NTT東西に対し、ネイティブ接続申込事業者への選定結果の通知に先立ち、選定結果及び当該選定が今回の申請案に規定する選定基準に基づき行われた旨を示す書類を総務省に報告することを要請すること。また、総務省においては、当該報告に基づき、選定過程の公正性・適正性の検証を行うこと。(考え方19)

NTT東西に対し、関係事業者からの具体的な要望等を踏まえ、過度の経済的負担等が生じない場合には、ネイティブ接続に係る相互接続点の増設に向けて取り組むことを要請すること。(考え方24)

総務省において、ISP事業者の公正な競争環境下における事業展開を担保するためには、電気通信事業の規定及び接続約款におけるネイティブ接続事業者の責務規定が適正に運用される必要があることにかんがみ、事業者間の競争環境等を注視しつつ、適時適切な対応を行うこと。(考え方25)

NTT東西に対し、ネイティブ方式における網内折返し通信に関し、違法有害情報等への対応について、ネイティブ接続事業者等と連携しながら、適時適切に対応を行うよ

うに努めることを要請すること。(考え方27)

NTT東西に対し、ネイティブ接続事業者から、自らDNSサーバを設置したいとの要望が寄せられた場合は、その実現に向けて積極的に対応を行うことを要請すること。

(考え方37)

ネイティブ接続事業者に対し、ネイティブ接続事業者同士が合併等を行い、従来異なる事業者に帰属したIPアドレスブロックが実質的に収斂することになる場合は、当該ネイティブ接続事業者は、総務省に対しその旨を速やかに報告するとともに、IPアドレスブロックを一つに集約するよう取り組むことを要請すること。また、総務省においては、当該取組状況を注視しつつ、必要に応じ適切な対応を行うこと。(考え方39)

総務省においては、NTT東西の子会社等がネイティブ接続事業者として選定された場合には、事業者間の競争環境等について十分に注視し、電気通信事業法等の規定及び接続約款におけるネイティブ接続事業者の責務規定に違反するおそれがある場合には、迅速かつ厳正な対応を行うこと。(考え方40)

NTT東西に対し、今後も、利害関係者であるISP事業者の理解が得られるように、必要な情報を積極的に開示するとともに、システム開発等に係る事業者間協議が円滑に行われるように努めることを要請すること。(考え方54)

以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いします。どうぞ。

○辻臨時委員 私は、技術的なことは専門が違うのでよくわからないのですが、今まで審議会に出ておまして、数多くの要望がついているのは初めて見させていただきました。これは基本的に、2つの方式の優劣がつけられなくて、2つ並行で走るということですか。トンネル方式とネイティブ方式、どちらかを優先するという考え方がありますが、技術的にどちらか一つの方式を決められなかったということですか。このように多くの要望がついたり、課題とまでは言えないですが、考え方や、パブリックコメントが多く寄せられたのは、このように理解してよろしいですか。

○東海臨時委員 私からとりあえず。

○根岸部会長 お願いします。

○東海臨時委員　　今、辻委員がおっしゃられたとおり、現在の I P v 4 の状況をそのまま引き継ぐという形であれば、トンネル方式という形で移行するのが適切ということであるわけですが、この場合には、今、2つのアドレスを払い出さなければならないといったような問題、いわゆるマルチプレフィックスの問題と技術的な問題がかなりここに指摘されているわけです。112ページをごらんいただきますと、問題点が文章と表の中にも出ているところでございます。

そういう意味では、新しい I P v 6 に移行するためには、現在の方式、やりやすいという形でない、もう1つ、新しい展開としてのネイティブの方式を導入することが適切だということですが、実はこのネイティブのほうにも、今度は、最も大きな利害関係者であるところの I S P 事業者、インターネットサービスプロバイダ事業者の方たちのいろいろな不安というものが非常に大きい。新しい方法ですから、これが具体的にどう展開されるか。特にトンネルがありませんので、N T T 自らが基本的には管理をするという形をとらなければならないということで、例えば1つの問題であれば、いろいろ有害の情報等が今まではインターネット事業者、I S P 事業者へ寄せられていたものが、それでインターネット、I S P 事業者が解決をされる。あるいは警察やその他も対応するという形ができたものが、ネイティブの方式になりますと、1つの今の例ですが、いわゆるフリタリング機能というものをどう展開するかということに対しての問題点が生ずる等々ということがございますし、その他、さまざまな意味において、新しい展開の中での不安が生じるということなので、まさに異例とも言うべき幾つかの不安材料、懸念材料というものを、いただいたご意見に従って、それについてはできるだけ要望事項としてつけ加えて、行政にしっかりと監視していただいて、行政指導をしていただくという方向でまとめることが適切である。これが条件になってしまいますと、これは I P v 6 に対する前向きな形が進んでいきにくくなるということになりますし、これは枯渇問題がありますので、当然の流れとしては、6の流れに持ち込むことが適切という考え方を土台としながら、そういったいろいろなご意見に対する整理をあれたくさんといいたいでしょうか、我々が考えられる限りの要望事項を全部、付させていただきますということでございます。もし行政のほうで何か補足される場所があったらどうぞ発言いただきたいと思います。

○根岸部会長　　どうぞ、辻先生。

○辻臨時委員　　技術的な問題に起因しているということはよくわかるのですが、その場

合に、行政のほうに問題を監視というか、モニタリングというのか、対応してほしいということになりますけれども、今までの規制の事前規制から事後規制へという流れとか、できるだけ事業者の競争に任せて、行政のほうは一步引くというような形がありますけれども、これはそういう観点から見たら、NGNですから、一種指定ですので、総務省が行政として、責任上、非常によく見るという責任があります。

- 東海臨時委員　それはNTTのNGNに対して。
- 辻臨時委員　それもそうですね。それ以外のISPにつきましては、これは今までの競争政策等々の観点から見て、事前から事後規制という動きには変更はありませんか。NTTのNGNに対する第一種指定としての規制とか監視というのがここは浮き彫りに出ているというイメージでよろしいですか。
- 東海臨時委員　この点はどうでしょうか。
- 古市料金サービス課長　例えば電気通信事業者間の接続に関しては、電気通信回線設備を設置する事業者に対しては接続義務がかかる。あるいは第一種指定設備を設置する事業者に対しては接続ルールがかかるというようなルールになっているわけですが、それ以外の事業者間の接続につきましては、例えば事業法の第29条の1項10号で、事後的に問題があればチェックをするというルールとなっておりまして、あるいは紛争処理機能によって紛争を解決できるという制度になっていまして、その部分が原則変わることはございません。ただ、今回の場合につきましては、意見の25に対する考え方にございますとおり、ネイティブ接続事業者については、第一種指定設備を設置する事業者そのものではないわけですが、ネイティブ接続方式については、最大3社しか接続ができない。基本的には、第一種指定設備には、事業者数の制限なく、だれでも公平に接続をしていくことが原則でございますけれども、今回、技術的な制約があり、3社に制約をされるということがございまして、このネイティブ方式での接続を望まれる事業者の方々は、この3社を通じてしかNGNと接続をできなくなる。そういった面で他事業者がNGNを利用する上で不可欠であり、その事業展開上、高い重要性を有することになるということがございまして、今回、事業法の規定に加えまして、約款においてネイティブ接続事業者の責務規定といったものも置いて、あわせて公正な競争を確保していくという形としているということでございます。
- 辻臨時委員　そうしたら、今の最後の点で、意見39と40のところで、独占的な接続業者の合併の問題が記載されていますが、その場合に、考え方のところでは、現状を

注視しつつ、必要な適切な対応を行うと書かれてありますが、これには具体的には行政上のどういう対応が可能なのですか。接続約款等の違反とか、そういうことなのか、もう少し具体的な規則とか具体的に教えていただけるとありがたいです。

○古市料金サービス課長　これは参考資料の意見39の考え方のところ整理してありますとおり、例えばネイティブ接続事業者同士が合併、あるいは事業譲渡等を行って実質的にIPアドレスブロックを1つに収斂するようになるような場合については、ネイティブ接続事業者がIPアドレスブロックをまとめますということを総務省に報告してください。そういった状況になれば、できるだけ速やかにアドレスブロックをまとめていただいて、今、例えば最大3社という前提を置けば、その枠が1つ空くこととなりますので、空いた枠をできるだけ速やかに他の事業者が使えるようにしてくださいということをお願いしていくということでございます。

○辻臨時委員　仮に違反した場合はどういった処置がとられるのですか。つまり独占的な行動が出た場合、それを除去するというか、それを取り去るというのか、どういった対応が考えられますか。

○古市料金サービス課長　ここで言うておりますのは、独占的な行為を例えば排除するとか、禁止するというのではなくて、今、例えば今後、増えていく可能性もあるわけでございますけれども、今の前提を置けば最大3社ということでございますので、枠が空く可能性ができれば、その枠を速やかに空けていただきたい。他の事業者、特にこの形で接続を望まれる事業者の方々にそういった機会を与えていただきたいということを行政としてお願いをしていくということでございます。

○辻臨時委員　その場合、仮にもし空いたところに参入がなかった場合には、結果として1社とか、2社とかになりますね。これは新たに空いたところに手を挙げる方がなければ、仕方がないということで、別に……。

○古市料金サービス課長　それは当初から、例えば最大3社ということでございますけれども、1社しかいなかった、あるいは2社しかいなかったということも想定されるわけございまして、ただ、最大3社ということなので、4社以上出てくる可能性があるということで、今回の約款では仮にそういった場合にどういった選定を行うかという手続、あるいは基準について定めているということでございます。

○辻臨時委員　最後にもう1点、いいですか。

○根岸部会長　どうぞ。

- 辻臨時委員　この2つの方式は今のところ、どちらかというと、ネイティブでというのが優先順位としてあるように見えますが、時限とか、あるいは技術の予測等々で、一本化することは想定されておられますか。
- 古市料金サービス課長　その点につきましては、今回、ISP事業者の方々から、トンネル方式、それからネイティブ方式、それぞれについて、接続の要望があったということで、今回、申請がなされているということでございますけれども、意見3の考え方のところがございますとおり、トンネル接続とネイティブ接続の間で、どちらが競争上優劣があるかといった問題につきましては、例えば費用負担の面につきましても両方式差異があるということ。それから、相互接続点の数、あるいはローミング事業者のサービスの自由度、これらにも差異が存在するというところがございますので、現時点で例えばトンネル方式、ネイティブ方式、どちらかが有利だとか、不利だとか、そういったことはないのではないかと考えているところでございます。
- 辻臨時委員　それは特に技術開発や、技術的な進展がなければ、この2方式で民間の事業者の方々を選ばれる方向で行くという想定ですね。
- 古市料金サービス課長　そうですね。今のところは、この2つの方式について、事業者から要望があったということで、その要望を踏まえて、今回、接続約款の変更の申請があったということがございますので、ひとまずは、この2方式でということだと考えております。
- 根岸部会長　どうもありがとうございます。115ページに、スケジュールというのがありますけれども、その表の下から2番目というか、機能開発・検証というのがありますね。これが今日というか、もしこれでオーケーが出れば、機能開発とか検証というのがここから始まるということですね。それが始まらないとどうなるかわからないという状況であると。
- 古市料金サービス課長　おっしゃるとおりです。この115ページのスケジュールにございますとおり、審議会のご答申が得られましたら、接続約款の変更認可を踏まえまして、8月中にシステム機能の開発・検証を行っていくということで、これが約20カ月かかるということがございますので、平成23年度の4月に間に合わせるためには、逆算すると8月中にシステム開発を開始する必要があるということだと認識をしております。
- 根岸部会長　はい。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほか意見がございませぬようでしたら、諮問第3013号につきまして、お手元の答申、これは同じ内容ですけれども、109ページに答申書、同じ内容のもので(案)とありますが、これを取りまして、要望事項は先ほどご説明いただきましたとおりでありまして、この要望事項を付記した上で答申することにしたと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、その案のとおり答申ということにさせていただきたいと思ひます。

それでは、今日の審議はこの1件でございませぬので、これで終了したいと思ひます。

委員の皆様、あるいは事務局から何かございませぬたら。よろしいですか。

どうぞお願いしませぬ。

○岡田情報流通行政局総務課課長補佐(事務局) 事務局でございませぬ。この後、当会議室におきまして、引き続き情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたしませぬ。大変恐縮ですが、短い時間でございませぬので、ご所属の委員におかれましては、そのままご着席をお願い申し上げます。

なお、次回の事業部会の日程につきましては、別途ご案内を申し上げますので、よろしくお願ひをいたしませぬ。

○根岸部会長 ありがとうございました。

それでは、以上で本日の会議を終了いたしませぬ。どうもありがとうございました。

閉 会